

## ドイツ会計の国際化

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2013-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 博明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00007469">https://doi.org/10.14945/00007469</a>

## 資料

## ドイツ会計の国際化

J. ベェトゲ/A. ツェリック/M. マイ  
(Internationalisierung der deutschen Rechnungslegung, J. Beatge / A. Celik / M. May)

佐藤博明

## 《解題にかえて》

経済・金融市場の急速な国際化・グローバル化の進展を背景に、70年代半ばから世紀の転換期にかけて、先進諸国の会計システム・基準の国際的調和化が世界のメカトレンドとなった。あたかも“グローバル・スタンダード”という〈妖怪〉が世界を駆けめぐるかの様相である。EU加盟各国は1970年代後半以降、EC会計指令のあいつぐ発出をうけて、域内での国際的調和化に対応した、国内会計法制の改革を急いだ。

ドイツの場合、会計国際化への対応は、EC第4号指令（1978年7月）および第7号指令（1983年6月）、第8号指令（1984年4月）を国内法に転換した、1985年12月の会計指令法・85年商法典の誕生をもって端緒が開かれた。爾来、その軌跡は、これも欧州統一市場を指向した、加盟各国の企業決算書の比較可能性と等価性の改善を求め一連のEU指令・命令—2001年9月公正価値指令、2002年7月IAS適用命令、2003年6月現代化指令、2004年12月透明化指令など—と、それを見すえたドイツ連邦政府の「10項目プログラム・措置一覧」（2003年2月25日「企業の健全性と投資家保護強化のための連邦政府の10項目プログラム」）に従った、所要のHGB会計法改革として辿られたのである。すなわち、「10項目プログラム」を会計法改革の《見取り図》として、以後、1998年の資本調達容易化法および企業領域統制・透明化法をはじめ、2000年資本金会社&CO. 指令法、2002年透明化・開示法から、2004年の会計法改革法および会計統制法、2005年投資家集団訴訟手続法へと続き、そこから2009年5月の会計法現代化法（BilMoG）へと結実する立法措置の矢継ぎばやの推進である。会計法現代化法が、ドイツ商法典（HGB）の最新の改革であるだけでなく、25年来のHGB改革の総収版といわれる所以である。

会計法現代化法は、その立法目的を①IFRSへの接近、②年度決算書の情報機能の改善・強化、③規制緩和・規模基準値の修正、④GoBと税務中立性・配当利益算定機能の維持においている。

この点で、会計法現代化法・政府法案前文は、「BilMoGの目的は、信頼できるHGB会計法を堅持し、国際的会計基準との関係においてほぼ等価で、しかもHGB貸借対照表が依然、配当計算と

課税利益算定の基礎であるというHGB会計法の標柱（Eckpunkte）と従来の正規の簿記の諸原則体系を放棄することなく、効率的で簡素な代替的選択肢（Alternative）をさらに広げることである」としている。さらに敷衍して、「IFRS（国際財務報告基準）と等価で、しかも簡素かつ効率的な規準メカニズムの維持には、商法会計法のIFRSへの適度な（maßvolle）接近が必要である。・・・そのことが同時に、商法年度決算書の情報水準の引き上げにつながる」（立法理由書）とした。この場合、「効率的で簡素な代替的選択肢・規準メカニズム」とは、規制緩和・規模基準値を修正することで、帳簿・決算書作成に係る負担（コスト）軽減と簡素化を求める非資本市場指向の中小規模企業の要求に応える措置であり、また「IFRSへの適度な接近」は、GoB体系と配当・課税利益算定基礎としての商法年度決算書主義を堅持しつつ、情報機能重視のIFRS・連結決算書原則にシフトした、会計国際化に対する二元的対応を示した立法当局の言説にはかならない。

たしかに、新HGB（BilMoG-HGB）は、旧商法会計法での多様な選択権や逆基準性の廃止、計上・評価規定の改正を通じて、ドイツ商法会計をIFRS会計により近づけ、年度決算書の情報能力の改善と比較可能性を高めることを目指したものである。その限りで、HGB年度決算書目的の重点移動（Akzentverschiebungen）が行われたともいわれる。そうした立法意図にそった、新HGBのランドマーク的な改正条項としては、例えば、営業価値またはのれんの借方計上義務（第246条1項4文）をはじめ、自己創設無形固定資産の借方計上選択権（第248条2項1文）、年金引当金の計上義務（第253条1項2文）、老齢年金債務引当金・制度資産に係る有価証券の時価評価（第253条1項3文、4文）、制度資産と老齢年金債務との相殺（第246条2項2文）、評価単位の形成—ヘッジ会計（第254条）、さらには附属説明書での記載義務事項の拡大（第285条20号以下29号まで付加）などがある。本稿で扱われている論点もそのひとつである。

ここで取り上げた論考は、およそ20年にわたる日独研究交流の、現時点での集成として構想された共編著『ドイツ会計現代化論』（J. ベトゲ・佐藤博明、森山書店 2014年刊行予定）冒頭（第1章）の論文としてベトゲらの執筆になるものである。J. ベトゲ教授は、フランクフルト大学からウィーン大学をへて、1979年から2002年までミュンスター大学に籍をおき、U. レフソン教授の後継としてミュンスター・シューレを主導し、精力的な研究活動を通じていまなおドイツ会計学界に多大な影響力をもつ研究者である。それは、2012年まで12版を重ねた主・共編著Bilanzenや、同じく9版のKonzernbilanzenをはじめ膨大な著書・論文群からも知ることができる。また在職中およびその後も、ドイツ会計基準委員会をはじめ経済監査士協会、IASC理事会などのメンバーとして、国内外において、会計制度改革に深く関わり、終始、精力的に論陣をはり、その成果を発信し続けてきた。とくに近年のHGB会計法改革では、主宰する《チーム・ベトゲ》（Forschungsteam Baetge）を足場に、著書や関係論文、「意見書」活動などを通じて牽引車の役割を果たしてきた。なお、本論文の共同執筆者・A. ツェリック／M. マイは、15名のメンバーを擁

するこのチーム・研究集団に属する気鋭の若手研究者である。

ちなみに、全7章からなる本共編著は、うち3章（第1章、第5、6章）をベツゲ教授をはじめドイツ側（H-J. キルシュ教授他、H. チュルヒ教授他）が、残る4章を日本側（佐藤博明、佐藤誠二、稲見亨）がそれぞれ分担して執筆している。本書全体の構成は、まず総論部分をBilMoGにいたるドイツの会計国際化の経緯とし、ついで象徴的な改革条項たる規制緩和および無形固定資産、公正価値評価、ヘッジ会計、基準性原則をめぐる問題が各論的に扱われ、それら一連の規定改正をうけて拓かれた、HGB会計規範システム・GoBの現代的位相が論及されるという展開である。

日本側3人の執筆者は、これまで一貫してドイツの会計制度および理論の研究に取り組み、それぞれ個別の研究成果とともに、この10数年の中で、共同研究をベースとした成果をいくつかの共編著の形で斯界に問うてきた。その意味で、今回の編著は、執筆者たちにとってドイツ会計研究の最新の到達点であり、新しい高みでの集大成でもあると自負している。（佐藤）

---

## 《紹介論文》

### I. まえがき

ドイツ商法会計法は、この28年、(欧州の)調和化を目指して改正を重ねてきた。この間の重要なHGB(商法典)改革は、会計指令法(BiRiLiG)および会計法改革法(BilReG)の枠内で行われたEC第4号および第7号指令の転換であった。それらは立法発議をもって成し遂げられた、欧州レベルでの“最低限の調和化”にすぎなかったが、2009年の会計法現代化法(BilMoG)にいたって、ドイツ会計法は大幅に改正された。BilMoGの目的は、「IFRSとの関係において等価で、しかも効率的かつ簡素な規準メカニズムの堅持のために・・・、商法会計規定をIFRSに適度に接近させる」<sup>(1)</sup>ことであった。立法者は改正法に関する立論で、代替的選択肢として強くこだわった、競合的なIFRS会計システムを引き合いにだした上で、—とりわけ情報機能を上げるために—当の競合的な会計システムへの適度な接近を認めたことを明言している。

その場合、IFRSとHGBとでは適用範囲がそれぞれ異なることを顧慮しなければならない。ドイツでは2005年以来、IFRSを資本市場指向の親企業にのみ義務的に適用してきたが、非資本市場指向企業または非親企業など多くのドイツ企業は、もっぱらドイツ商法会計法準拠の貸借対照表を作成してきた<sup>(2)</sup>。

<sup>(1)</sup> BR-Drucksache 344/08 vom 23. 05. 2008, S.69. Auslassung und Ergänzung durch die Verfasser.

<sup>(2)</sup> HGB決算書義務の免責効果をもつ非資本市場指向の親企業あるいは企業も、(免責効果のない)個別決算書をIFRSに準拠して作成できることに気づいているはずである。

IFRS と HGB は、適用範囲の違いだけでなく、それぞれの会計システムに固有の会計目的を異にしている。すなわち、IFRS 決算書がもたら意思決定有用性に適合的であるのに対して、ドイツ商法会計法は、受け手の利害調整に向けた目的体系（文書記録、会計報告責任、資本維持）<sup>3)</sup>を基礎にしている<sup>4)</sup>。

適用範囲や会計目的の違いを踏まえた、上述の BilMoG 理由書での立法者の言明から、BilMoG は、もともと資本市場指向企業の義務的 IFRS 決算書を補おうとしたのではなく、むしろドイツの非資本市場指向企業のための、IFRS 会計システムと等価の会計モデルを目指そうとしたことは明らかである<sup>5)</sup>。BilMoG が、これらの企業に、IFRS と比較可能な年度決算書の作成を可能にした。それと同時に BilMoG は、いよいよ国際化するドイツ企業に、国際的に受け入れられる決算書を可能にする非資本市場指向企業のための、(IFRS に近づく) 会計のドイツの回路を示した。その点で、国際会計ですでに周知の、いくつかの要素がドイツ会計法に入り込んだことはさして不思議ではない。

ドイツ会計の部分的国際化は、主に以下二つの節で明らかにされる。まずはじめに、ドイツにおける重要な会計法改革の歴史的概観が扱われている。ここでは、HGB 改正法が、調和化・国際化を基因とした点でその意義が評価されている。つづく節では、ドイツ会計法の最新の改革・BilMoG でのいくつかの代表的な会計事象を手がかりに、HGB が、一方では立法者によっていかに IFRS に接近せしめられ、しかも他方では、ドイツの立法者が特定の IFRS 規準に対していかに意識的に距離を置き、それをいかに理由づけたのかも明らかにした。次いで、IFRS への接近度とその違いを例示的に扱った会計事象が取り上げられている。ただ、ドイツ会計の国際化の程度に関する総括としては、国際会計とはそもそも異なる処理がなされている、商法会計でのその他多くの会計事象について、ここでは検討されていないことに留意しなければならない。

## II. ドイツ会計法の改革

ドイツ会計法発展の歴史的考察では、この間の環境条件の変化に対する不断の持続的な適合が基礎にあることを明らかにした。とくにヨーロッパレベルでの国際化と調和化の状況が、ドイツ HGB 会計を進展せしめてきたことである。図表 1-1 は、おもな立法発議による展開を図示したものである。各年次は、国際化を目ざした法改正の頻度とともに、この過程のダイナミズムを明らかにしている。つづく論考では、重要な HGB 改正法の 3 つのマイルストーン—BiRiLiG, BilReG および BilMoG—を扱っている。それに比べて、その他の法律は、ある一定の局面で取り上げられ

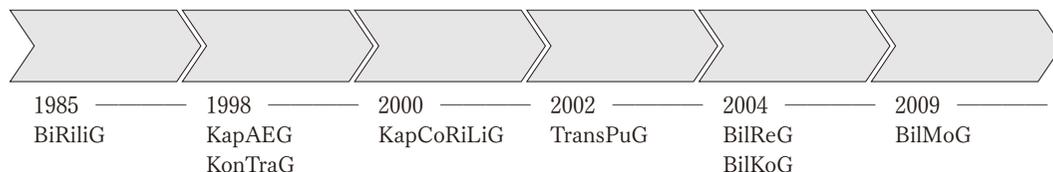
<sup>3)</sup> LEFFSON, U., Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 1. Aufl., Düsseldorf 1964, S.46-53.

<sup>4)</sup> 第 3. 1 節参照

<sup>5)</sup> BAETGE, J. / BRAMBT, T., Möglichkeiten einer einheitlichen Rechnungslegung für nicht-kapitalmarktorientierte Unternehmen in der EU aus deutscher Sicht, in: Die Wirtschaftsprüfung 2011, Heft 12, S.573.

てはいるが、上述の法律ほど重要ではない<sup>(6)</sup>。

図表 1 - 1 : BiRiLiGからBilMoGへ —おもな立法措置



### 1. 1985年会計指令法

1985年12月19日に可決された会計指令法 (BiRiLiG) は、ドイツの立法者がEC第4号指令 (1978年7月25日 年度決算書指令)、第7号指令 (1983年6月13日 連結決算書指令) および第8号指令 (1984年4月10日 決算書監査人指令) を、それぞれドイツ商法に転換したものである<sup>(7)</sup>。この指令の目的は、国内会計規定をEC内で調整して、ヨーロッパ企業の決算書のより良い比較可能性を創り出すことにあった<sup>(8)</sup>。各国の会計規定は、これまで一般に加盟国が専決的に形成する権限をもっていたが、上述の指令の可決は、その責任の一部をEUに移譲する第一歩となったことを意味する<sup>(9)</sup>。欧州指令は、加盟国に直接適用されるEU議決による欧州命令 (AEUV第288条2項<sup>\*①</sup>) とは違い、目的・期限どおりに国内法に転換しなければならない (AEUV同条3項<sup>\*②</sup>)。このことから、国内の特性を顧慮する可能性が保障されるはずである<sup>(10)</sup>。BiRiLiGの可決によってEC指令で認められた、かの加盟国選択権 (41におよぶ<sup>(11)</sup>) が広範に利用された結果、国内会計規定がごく限定的に収斂され、そのため年度決算書の比較可能性が大きく制約されることとなった<sup>(12)</sup>。しかし、この加盟国選択権の国内法への継受は、ドイツに、ドイツ会計法の重要な (不可欠の) 諸原則、すなわち債権者保護原則と税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性原則を堅持することを可能にさせた<sup>(13)</sup>。それにも拘らず、BiRiLiGの結果、ドイツ会計法の構造や範囲、適用領域、

<sup>(6)</sup> KÜTING, K., Das deutsche Bilanzrecht im Spiegel der Zeiten, in: Deutsches Steuerrecht 2009, Heft 6, S.288 f.

<sup>(7)</sup> KIRSCH, H.-J., Die Entwicklung deutschen Bilanzierungsnormen in den vergangenen 20 Jahren, in: Die Wirtschaftsprüfung 2002, Heft 14, S.744.

<sup>(8)</sup> PELLENS, B., ET AL., Internationale Rechnungslegung, 8., über. Aufl. Stuttgart 2011, S.48 sowie KÜTING, K. a.a.O., S.288.

<sup>(9)</sup> KIRSCH, H.-J., a.a.O., S.744.

<sup>(10)</sup> Van HULLE, K., Von den Bilanzrichtlinien zu International Accounting Standards, in: Die Wirtschaftsprüfung 2003, S.969.

<sup>(11)</sup> NIEHUS, R.-J., Zur Transformation der 4. EG-(Bilanz) Richtlinie im den Mitgliedstaaten der Reuropäischen Gemeinschaft, in: Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht 1985, Heft 4, S.537.

<sup>(12)</sup> BUSSE von COLBE., ETAL, Konzernabschlüsse — Rechnungslegung nach betriebswirtschaftlichen Grundsätzen sowie nach Vorschriften des HGB und der IAS / IFRS, 9. voll. über. Aufl., Wiesbaden 2010, S.12.

<sup>(13)</sup> KIRSCH, H.-J., a.a.O., S.745 sowie EIELE, B., Die Entwicklung der Differenzierung der Unternehmensberichterstattung in Deutschland und Großbritannien, Frankfurt am Mein 2004., S.148f.

細目度などでは明らかに変化した<sup>64)</sup>。しかも同時に、例えば、貸借対照表および損益計算書の項目分類規定や状況報告書規定など、ドイツ会計法の重要な構成要素ではEG指令に譲ることとなった。またEC指令のドイツ法への転換に伴い、例えば、(再)統合/承継によって、会計規定をあらかじめ株式法に移し変えるなど、HGBは大幅に改編された<sup>65)</sup>。とくに連結会計では、EC第7号指令をうけ、BiRiliGによって連結範囲や資本連結に関する規定も改正された。こうして、国外子会社の決算書が強制的に連結決算書に組み込まれるようになり、比例連結が許容され、同じく持分法によって、一定の出資額の成果作用的な会計処理が、歴史的調達原価を超えても許されるようになった<sup>66)</sup>。EC第7号指令の目的は、とくに連結決算書の情報能力を高めることにあったのである<sup>67)</sup>。

※ [訳者注] :

- ① AEUV・Vertrags über die Arbeitsweise der Europäischen Union「EUの権能に関する条約」第288条2項「命令 (Verordnung) は、その全体において一般的拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用される」
- ② 同条3項「指令 (Richtlinie) は、達成さるべき結果 (目標) について、それを指示されたすべての加盟国を拘束するが、その形式および方法については国内機関の選択に委ねる」

## 2. 2004年会計法改革法

BiRiLiGの導入からおおよそ20年、ドイツの立法者はまず会計法改革法 (BiReG) をもって、ドイツ商法を二つのEU指令、すなわち公正価値指令<sup>68)</sup>と現代化指令<sup>69)</sup>に基づいて調和化をはかり、さらにいわゆるIAS命令<sup>70)</sup>に従って、資本市場指向企業の会計規定をIAS/IFRSに適合させた<sup>71)</sup>。すなわち、通常、2005年1月1日以降に始まる営業年度に適用されるIAS命令<sup>72)</sup>は、欧州資本市場指向のすべての親企業に、(EUが承認した)IAS/IFRS準拠の連結決算書の作成を義務づけたのである<sup>73)</sup>。ただ資本市場指向企業の年度 (個別) 決算書および非資本市場指向企業の年度決算書・連

<sup>64)</sup> KIRSCH, H.-J., a.a.O., S.744.

<sup>65)</sup> EIELE, B., a.a.O., S.145 oder KIRSCH, H.-J., a.a.O., S.744.

<sup>66)</sup> KIRSCH, H.-J., a.a.O., S.745.

<sup>67)</sup> BAETGE, J. / KIRSCH, H.-J. / THIELE, S., Konzernbilanzen, 9. Aufl., Düsseldorf 2011, S.22 f.

<sup>68)</sup> Fair-Value-Richtlinie 2001/65/ EG des Europäischen Parlaments und Rates vom 19. 07. 2001, ABl. EG Nr. L 283, S.28.

<sup>69)</sup> Modernisierungsrichtlinie 2003/51/ EG des Europäischen Parlaments und Rates vom 18. 06. 2003, ABl. EU Nr. L 178, S.16.

<sup>70)</sup> IAS-Verordnung 2002/1606/ EG des Europäischen Parlaments und Rates vom 19. 07. 2002, ABl. EG Nr. L 143, S.1.

<sup>71)</sup> EU命令は、AEUV第288条に従った欧州連合の法的行為である。それは当該部分が義務的かつ直接に各加盟国に適用される一般的効力を持つ。

<sup>72)</sup> 当該の親企業にまず、2007年以降の営業年度に、IAS / IFRS連結決算書を作成することを義務づけることは可能である。この可能性はとくに、起債名義はあるが株式を発行していない連結親企業にある。決算日に、規制市場に認可申請するだけか、あるいは個別の債務名義を発行するだけの子企業をもつ親企業は、同様に、2005年以降、IAS / IFRS連結決算書の作成を免責される (Vgl. BT-Drucksache 15/3419 vom 24. 06. 2004, S.52.)。

<sup>73)</sup> BT-Drucksache 15/3419 vom 24. 06. 2004, S.21 f.

結決算書に対してのみ、国際的会計基準を指示または許容する加盟国選択権が認められた<sup>64)</sup>。EU委員会は、IAS命令をもって、IAS/IFRS準拠の統一的な会計処理によって、資本市場指向企業の欧州域内市場および資本市場での競争力を強めようとした。BiRiLiGでは国家主権を守りながら会計の調和化を図ろうとしたが、EU委員会は、EU加盟国に直接効力をもつEU命令をもって、IAS/IFRSを徹底させることを決意し、同時に、加盟国がその義務づけを様々に解釈し、このために基礎にある会計システムとの関連で、決算書の比較可能性を損なうことを避けようとしたのである<sup>65)</sup>。

ドイツの立法者は、HGB第315a条3項によって、非資本市場指向の親企業も、IFRSと同じ連結決算書を作成できるものとし、同時にHGB連結決算書の追加的作成義務を免除することとした。こうして、これらの企業では、取引関係者に国際的連結決算書を提供できるようになった<sup>66)</sup>。立法者は、年度（個別）決算書に関しても、資本市場指向企業と同様、非資本市場指向企業にも、開示目的のために、国際的諸原則によってこれを作成することを免除した（HGB第325条2a項<sup>67)</sup>。IAS/IFRS連結決算書とは違い、IFRS個別決算書にはもちろん免責効果はなく、企業はHGB決算書の作成義務を免れることはできない。立法者の見解では、ドイツHGBの個別決算書は、IFRS決算書では果たせない配当額・課税額算定機能の任務をもっているからである<sup>68)</sup>。図表1-2は、IAS/IFRSの適用範囲を図示したものである。IFRS連結決算書の作成義務を負う資本市場指向のコンツェルンは、かりにIAS命令が慎重原則からの乖離を意味していようとも、欧州的連結決算書の比較可能性を少なからず改善することになる<sup>69)</sup>。

---

<sup>64)</sup> Ebenda S.22 f.

<sup>65)</sup> FUNK, W., / ROSSMANITH, J., Internationalisierung der Rechnungslegung und des Controllings—Einflussfaktoren und Auswirkungen, in: Funk, W., / Rossmanith, J., (Hrsg.) Internationale Rechnungslegung und Internationales Controlling — Herausforderungen — Handlungsfelder — Erfolgspotenziale, 1. Aufl., Wiesbaden 2008, S.30 sowie D'ARCY, A., Aktuelle Entwicklungen in der Rechnungslegung und Auswirkungen auf das Controlling, in: Controlling & Management 2004, Sonderheft 2, S.119 f.

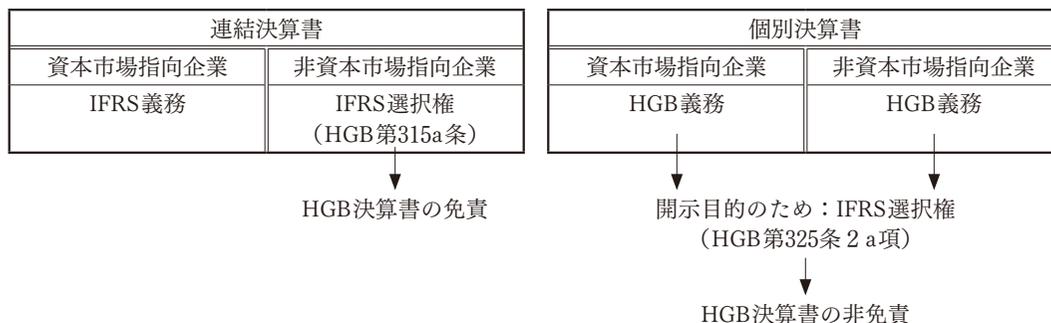
<sup>66)</sup> BR-Drucksache 15/3419, a.a.O., S.22 f.

<sup>67)</sup> D'ARCY, A., a.a.O., S.125.

<sup>68)</sup> WENDLANDT, K. / KNORR, L., Das Bilanzrechtsreformgesetz — Zeitliche Anwendung der wesentlichen bilanzrechtlichen Änderungen des HGB und Folgen für die IFRS-Anwendung in Deutschland—in: Kapitalmarktorientierte Rechnung 2005, Heft 2, S.54 f. sowie BT-Drucksache 15/3419, a.a.O., S.23 f.

<sup>69)</sup> FUNK, W. / ROSSMANITH, J., a.a.O., S.30.

図表 1-2：会計法改革法による IAS/IFRS の適用範囲<sup>90)</sup>



現代化指令と公正価値指令の目的は、IAS 命令の適用範囲内にある企業と適用外の企業との間の、会計処理から生じる競争条件を統一することであった。このため、IAS/IFRS で認められている選択権は、貸借対照表を作成するすべての EU 会社に同じように開かれているはずである<sup>91)</sup>。EU 指令も、EC 第 4 号・第 7 号指令と IAS/IFRS との違いを取り除くだけでなく、加盟各国がその国内会計規定を国際的会計基準に適合できるように、柔軟な会計の枠組みを作ろうとしたはずである<sup>92)</sup>。そのため、改正提案は、総じて比較可能性を高めるとともに、(連結)決算書の情報内容をより充実すべく、とりわけ決算書での幅広い計上を含んだものとなっている。BilReG は、大資本会社に対して財務的成果指標と並んで、企業活動にとって環境的および社会的に意義ある非財務指標についても幅広く、より適切な説明を求めている<sup>93)</sup>。BilReG はさらに、HGB 第 297 条 1 項によって、コンツェルンには、連結決算の分析者にとって重要な情報を含む、キャッシュフロー計算書と自己資本変動表も公表するよう求めている。セグメント報告書の作成義務は、IAS/IFRS に準拠して会計を行う資本市場指向企業のための IAS 14 号から明らかである<sup>94)</sup>。

ドイツ会計規定の発展が、企業報告書に対する要求を高めてきたことは確かである。それはしかし、とくに中小企業にとっては高負担の会計となりうる。ヨーロッパの立法者はこうした傾向に抵抗して、会社の報告義務に関する規模基準値を大幅に引き上げるべく、HGB 第 267 条 1 および 2 項、第 293 条 1 項 1 および 2 号を適切に改正した。

総じて、BilReG によって、資金調達目的にとって高まりつつある資本市場の重要性が、当該会計規定を適合させることを通じて顧慮されたことが確認できよう。資本市場指向企業の決算書の受け手は、より比較可能な決算書を手にするようになる。BilReG の改正によって、これらの要求

<sup>90)</sup> この図示は、PELLENS, B., (a.a.O., S.52.) に拠っている。

<sup>91)</sup> BT-Drucksache 15/3419, a.a.O., S.24 sowie D'ARCY, A., a.a.O., S.122.

<sup>92)</sup> D'ARCY, A., a.a.O., S.122.

<sup>93)</sup> FUNK, W. / ROSSMANITH, J., a.a.O., S.33.

<sup>94)</sup> WENDLANDT, K. / KNORR, L., a.a.O., S.56.

が適えられたのである。

### 3. 2009年会計法現代化法

ドイツ会計法は、2009年5月、会計法現代化法によって、BiRiLiG以来の最も重要な改正を発効させた。IASBの国際的会計基準の引き続き進展と承認の広がり、ドイツ立法者をして、非資本市場指向企業に、IFRS決算書と比較可能な情報指向の年度決算書を作成させる、ドイツの非資本市場指向企業のための、IFRSと代替可能なモデルを創出せしめるきっかけとなった<sup>69)</sup>。BilMoG-HGB(新HGB)は、IFRSに依存しない独立の会計システムを意味し、とくにドイツの非資本市場指向企業に、IFRSとほぼ等価で、しかも簡素な代替的選択肢を与えようとした。それは、次の事実からも明らかである。すなわち、国際的に活動している(資本市場指向もしくは非資本市場指向の)企業には、商法上の貸借対照表に加えて、事実上、国際会計基準準拠の会計を行う義務があり、それが競争力をもって可能な限り同じ条件で国際的な取引に参加することになる<sup>69)</sup>。とはいえ、ドイツの立法者は、個別決算書にもIAS/IFRSの適用を義務づけるのは(広範囲にすぎるので)賢明ではないとみて、HGBを相応の改革にとどめることとした。なぜなら、IAS/IFRSの適用は、非資本市場指向企業に、現代化された商法規準より実質的に高い負担を求めることになるからである<sup>69)</sup>。また場合によっては、これらの企業が、広範で詳細なIAS/IFRS流の情報義務のために、競争上の重要なデータを公表することで、生存を脅かされる危険が生じる惧れに気づいた。いずれにしろ、IAS/IFRSを、世界基準として非資本市場指向企業に強い、それを認めさせるには十分確信がもてないということであった<sup>69)</sup>。

立法者が目指したのは、BilMoGによってまず、現代化されたドイツ商法典(HGB)準拠の非資本市場指向企業の会計が、「持続的かつ国際的会計基準との関係でほぼ等価であり、しかも効率的で簡素な代替的選択肢」<sup>69)</sup>をより広げることであった。そこでは、資本市場指向企業のIAS/IFRS会計は何ら影響を蒙ることはない。BilMoG改革は、非資本市場指向企業の商法年度決算書の情報内容を豊かにし、その確実性において受け手の信頼を高めるはずである<sup>40)</sup>。

<sup>69)</sup> HGBの諸規定は、ドイツの貸借対照表作成義務あるすべての企業の個別決算書に適用されなければならない(HGB第242条)。

<sup>69), 67)</sup> BR-Drucksache 344/08, a.a.O., S.68.

<sup>69)</sup> Ebenda, S.68 f.

<sup>69)</sup> BT-Drucksache 16/12407 vom 24. 03. 2009, S.68.

<sup>40)</sup> SOLMECKE, H., Auswirkungen des BilMoG auf die handelsrechtlichen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 1. Aufl., Düsseldorf 2009, S.44.

図表 1 - 3 : BilMoGの目的<sup>44)</sup>

会計法現代化法		
上位目的		
商法年度決算書の <b>情報能力</b> の強化	非資本市場指向企業のための効率的で簡素なIFRSの <b>代替的選択肢</b> の創出	商法年度決算書の <b>信頼性</b> の強化
下位目的		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 時代遅れの選択権の廃止</li> <li>• 必要な限り, HGBのIFRSへの接近</li> <li>• 規制緩和</li> <li>• 税務中立性</li> <li>• 決算書監査人とコーポレートガバナンスの役割強化</li> <li>• EC指令の転換</li> </ul>		

さらに、監査義務ある企業の商法年度決算書における信頼は、とくに決算書監査人に関する厳しい規定やコーポレートガバナンスに対する高い要求、あるいは（例えば、そのときどきのリスク管理システムに関するなど）広範な文書記載義務によって達成されるはずである<sup>44)</sup>。

商法年度決算書の情報能力および比較可能性、信頼性は、商法典における時代遅れの、もはや時宜を得ない計上・評価・表示選択権の廃止によっても高められよう<sup>45)</sup>。同時に、立法者が商法規定を必ずしも全面的ではないが、IAS/IFRSに適度に近づけたことで決算書の情報内容は高められたはずである<sup>46)</sup>。図表 1 - 3 に掲げた目的は、商法規定のIAS/IFRSへの接近によって、高価値でより良質のHGB決算書が、商法年度決算書の目的体系たる、配当・課税利益の算定基礎たることも、また商法上の正規の簿記・貸借対照表作成の諸原則を放棄することもなく達成されたはずである<sup>47)</sup>。現代化されたHGB規定はさほど複雑ではなく、その分IAS/IFRS会計によるよりも、より効率的な会計が保証されるはずである<sup>48)</sup>。その上、負担軽減のために、たとえば零細企業に帳簿記帳・貸借対照表作成義務を免責するなど、一定の規制緩和措置もすでに用意されている。こうした規制緩和措置によって、非資本市場指向企業には、会計に伴う10億ユーロに上るコストの節約がもたらされるはずである<sup>49)</sup>。ドイツの立法者は、BilMoGを成立させることで、これらの目的をすべて実現しようとしたのである。

<sup>44)</sup> この図示は、SOLMECKE, H., Ebenda, S.46. に拠っている。

<sup>45)</sup> SOLMECKE, H., a.a.O., S.45 f.

<sup>46)</sup> MELCHER, W., / SCHAIER, S., Zur Umsetzung der HGB-Modernisierung durch das BilMoG: Einführung und Überblick, in: Der Betrieb 2009, Beilage Nr. 5 zu Heft 23, S.4.

<sup>47)</sup> BT-Drucksache 16/12407, a.a.O., S.1.

<sup>48)</sup> BR-Drucksache 344/08, a.a.O., S.69 f.

<sup>49)</sup> SOLMECKE, H., a.a.O., S.45.

<sup>50)</sup> BR-Drucksache 344/08, a.a.O., S.87.

### Ⅲ. 新HGBによるおもな事象の会計処理

#### —BilMoG後のHGBとIFRSの比較—

##### 1. はじめに

第2節から明らかなように、会計法現代化法は、ドイツ商法の最新の改革であるだけでなく、25年来の大改革でもある。この改革によって、ドイツの立法者は、IFRSとの関係においてほぼ等価で、しかも効率的かつ簡素な規準メカニズムを創りだし、会計目的としての債権者保護（資本維持）と会計報告責任を放棄することなく、新しい商法会計をIFRSに適度に接近させた。ドイツの会計システムと国際的会計システムは、とくにその会計目的の違いから、基本的には今後とも区別されるが、ドイツ会計法のIFRSへの大いなる接近は、ドイツ会計の国際化の証でもある。IFRS決算書は、投資家に対して**意思決定有用な情報**を提供することである。この会計目的は、国際的会計基準が具備する質的な要求にはっきり表れている。それは、意思決定有用な情報の特性を示す**基本的な質的**要求（目的適合性、忠実な表現：完全性、中立性および無誤謬）<sup>48)</sup>と、意思決定有用性の度合いをより細部にわたって規定する**補完的な質的**要求（比較可能性、理解可能性、検証可能性、適時性）<sup>49)</sup>から成っている。

ドイツの会計規定は、文書記録、会計報告責任、資本維持を目的とし、それらが互いに一体となって目的体系を形成している。文書記録は、年度決算書目的たる会計報告責任および資本維持（債権者保護）<sup>50)</sup>にとっての基礎であり、その前提をなしている。会計報告責任目的は、年度決算書に向けられた情報関心に応えることである。すなわち財産、財務および収益状態の実質的諸関係に合致した写像の伝達、とりわけ、期間に限定された成果の伝達によって、受託資本の利用状況を開示することである。資本維持目的（債権者保護）は、年度決算書の読み手が、名目的自己資本が維持されているかどうかを見極められるよう配慮されたはずである。会計報告責任（情報伝達）と資本維持（債権者保護）がともに顧慮されることで、（投資家や債権者など）さまざまな受手集団の利害調整が果たされる。

ドイツ会計と国際会計には、その目的の違いのほかに、法体系、租税体系もしくは所有・資本市場構造のような、相異なる環境要素に規定される規準メカニズムの考え方で、（ヨーロッパ大陸系の）ドイツ会計と国際的・アングロサクソン系会計との間の違いもある。

次の節では、3つの重要な会計事象を手がかりに、BilMoGが国際的会計基準にいかに関接したかを明らかにする。

<sup>48)</sup> Conceptual Framework der IFRS, QC5-QC18.

<sup>49)</sup> Conceptual Framework der IFRS, QC19-QC34.

<sup>50)</sup> LEFFSON, U., a.a.O., S.46-53.

—自己創設無形固定資産の借方計上

—企業買収の際に発生する営業価値またはのれんの会計処理

—年金債務会計のおもな側面（とくに、割引および制度資産の相殺）

以下では、ドイツ商法の、国際的会計基準への部分的接近を、おもな会計事象（計上／評価）について、まずBilMoGの各規定を旧HGB版の規定と対比した上で、IFRSの当該規定に言及し、最後にHGB-BilMoGとIFRSの規定との一致点と違いを示しながら具体的に説明していく。

## 2. 営業価値またはのれん（Der Geschäfts-oder Firmenwert）

### 2.1 ドイツ会計法による会計処理

BilMoG-HGB（新HGB）第246条1項4文によれば、派生の営業権またはのれん（GoF）は、期間的に限定された利用可能な財産対象物とみなされ、貸借対照表に計上した上で\*、事業活動の各利用期間にわたって計画的に、場合によって計画外で償却しなければならない。資産譲渡（Asset-Deal）によるGoFを、借方計上するか費用として認識できた、旧HGB第255条4項1文による従来のGoF計上選択権は廃止された。また資本連結の枠内での株式譲渡（Share-Deal）によって連結決算書に生じるGoFを、成果中立的に積立金と相殺できるとした選択権（旧HGB第309条1項3文）も削除された。これまでの実務では、GoFは通常、積立金と直接相殺するか、借方計上した上で、通常、（税法上のルール）15年で減額記入されるため、GoFに関する企業間の比較可能性は著しく限定された。BilMoGによって、GoFの会計処理での会計政策的な裁量の余地は大きく制約されることになった。ともあれ、借方計上義務は譲渡取引からのGoFに関する限り、2010年の営業年度から適用される。それ以前の譲渡取引からのGoFには、引続き従来の会計処理が許される（HGB施行法第66条3項2文）。新HGBによれば、GoFの耐用期間は、それぞれの理由で個々に見積られる。その際、個々に見積られた耐用期間が、立法者が妥当と認める5年の期間を超える場合、そのことを附属説明書でそれぞれ理由を付して示さなければならない（HGB第285条13号）。税法上の基準たる耐用期間をそのまま準用することは認められない。新HGB第253条5項2文によれば、営業価値またはのれんを計画外で減額記入した場合、事後の価値回復は許されない。

※〔訳者注〕：

新HGB第246条1項4文は、企業結合にともなう営業価値またはのれんについて、旧法第255条4項1文とほぼ同文で、その計上選択権を廃止した上、「期間的に限定された利用可能な財産対象物」として、これを計上義務とした。

### 2.2 IFRSによる会計処理

企業結合によって、調達原価がIFRS基準で評価された被調達企業の純資産を上回った場合、営業権またはのれんとして会計処理すべき財産価値が生じる。それは、個別に識別できず、また会

計上も区分して認識できない買収価格で補償される、将来の経済的便益を表す資産である。営業権またはのれんは、調達時点で、その調達原価をもって耐用期間が無限定の財産価値として会計処理される。それは、他の財産価値から独立した、自らのキャッシュフローの発生がないことから、企業結合の時点で、いわゆるキャッシュ生成単位（cash-generating unit）に配分される。計画的償却ではなく、原則的には<sup>60</sup>減損の兆候が現れた年度または即時に計画外で償却しなければならない。減損テストは、IAS36号に従って行われる。この場合、財産価値の帳簿価額（carrying amount）と回収可能額（recoverable amount）を比較しなければならない<sup>61</sup>。期末に、計上されたGoFに組入れられた価値（回収可能額）が帳簿価額を下回ったときは、価値修正を行わなければならない。その際、まずキャッシュ生成単位に配分された営業権またはのれんを価値修正しなければならない（IAS36号104項(a)）、さらに減損が必要な場合は、減損損失をキャッシュ生成単位の財産価値の帳簿価額から控除しなければならない。個別の財産価値ごとの回収可能額が測定可能な場合、営業権またはのれんを上回る減損必要額は、キャッシュ生成単位を構成する財産価値に、その帳簿価額に比例して配分しなければならない。その場合、財産価値は、その回収可能額またはゼロを下回って見積もることはできない（IAS36号105項）。財産価値の回収可能額が測定できない場合は、減損必要額を客観的に検証可能な方法によって配分することができる。

IAS36号124f項によれば、減損処理された営業権またはのれんは、当該のキャッシュ生成単位の回収可能額が以後の期間にふたたび上昇した場合でも、戻入することはできない。何故なら、そのような価値上昇は、借方計上能力のない本源的営業権またはのれんの創設に由来したものである。それに対して、減損処理されたキャッシュ生成単位の戻入は、過年度に減損処理された財産価値で行われなければならない。

### 2.3 新HGBとIFRSの共通性と違い

借方計上義務のためになされた、派生の営業価値またはのれんの会計選択権の廃止は、ドイツ会計法の国際的会計基準への同化を意味している。なお、本源的営業価値またはのれんの借方計上禁止では、両会計システムは共通している。しかしながら、GoFの継続評価では、実質的にかんがりの違いがある。新HGBによるGoFは、通常、耐用期間5年の、期間限定的に利用可能な財産対象物とみなされ、それに応じて計画的に減額記入しなければならないが、IFRSではGoFの計画的償却をとらず、もっぱら上述の減損アプローチによっている。ドイツの立法者は、減損アプローチを受け入れないこととした。なぜなら、企業（部分）の買収か企業（部分）の自己創設かのいずれを選択する際、将来、企業（部分）の買収費用を損益計算書に関与させず、極端な価値減少を思いとどまらせる可能性を経営者に与えようとしたからである。その上、IFRS決算書では、た

<sup>60</sup> IAS36号99項を前提にすれば、のれんを毎期点検しなくてもよい。

<sup>61</sup> BAETGE, J. / KIRSCH, H.-J. / THIELE, S., Bilanzen, S.310.

たとえば広告宣伝によって生じるGoFの価値維持費の場合、通常、そうした費用の減損は行わず、間接的な本源的営業価値としてGoFに借方計上される。IFRSでは、営業権またはのれんを前述した減損基準をもとに、いわゆるキャッシュ生成単位に配分しなければならないが、HGBは、(すべての固定資産と同様に)耐用期間の確定を重視して、比較的シンプルな計画償却を考えている。営業権またはのれんに関する価値回復の禁止は、両会計システムとも同じであり、ドイツの会計では、その規定はすでにBilMoG以前にも存在していた。

### 3. 自己創設無形固定資産 (selbst erstelltes immaterielles Anlagevermögen)

#### 3.1 ドイツ会計法による会計処理

独立して利用可能な無形固定資産財は、完全性原則との関連で借方計上原則に基づき借方計上しなければならない<sup>63</sup>。旧HGB第248条2項では、無償取得もしくは自己創設の無形固定資産については、明示的に借方計上禁止とされていた。これらの禁止は、無償取得の無形資産価値が、明確に算入可能な製造原価によっても、市場で形成される市場価格によっても、疑いの余地なく客観的に確定できないことを根拠としている。それに対して、有償取得の無形資産の場合、実際の買入価格によって、その客観性は十分証明できる。旧規定では、取得資産と自己創設資産も、有形資産と無形資産も、異なる扱いがなされていた。HGB年度決算書の情報レベルを引き下げるこの相異なる扱いは、BilMoGでは少なくとも選択権によって緩和された。新HGB第248条2項1文によれば、自己創設の無形固定資産は、開発段階で発生した製作原価をもって、借方項目として計上することができる。他方、新HGB第255条2項では、研究費については借方計上禁止である。なぜなら、将来、その研究からもたらされる成果の見込みが極めて不確実であり、具体的なプロジェクトに組み込めないからである<sup>64</sup>。たしかに、新しく導入された自己創設無形固定資産の借方計上選択権は、具体的な投資計画での投資を想定してはいるが、年度決算書の受け手にとっては、情報の(推定上の)改善は、当の原則的な選択権の許容と借方計上可能な開発費の評価での、著しい裁量の余地によって“あがなわれている”<sup>65</sup>。というのは、貸借対照表作成者は、無形固定資産の形成に要した製作原価に関して、借方計上選択権を行使することも、しないこともできるだけでなく、研究開発費の限定の際に生じる裁量の余地によって、計上額を左右することができるからである。しかしながら、開発費は、十分に具体化可能な、すなわち独立に利用可能な財産

<sup>63</sup> Ebenda S.247.

<sup>64</sup> BAETGE, J. / SCHMIDT, A., Das BilMoG—Erleichterung oder Erschwernis für die Bilanzanalyse, in: Kapitalmarkt in Theorie und Praxis: Festschrift zum 50-jährigen Jubiläum der DVFA, hrsg. v Ran, F., / Merk, P., Hamburg 2010, S.174.

<sup>65</sup> BAETGE, J. / KLÖNNE, H. / SCHUMACHER, K., Herausforderungen bei Financial Due Diligence Untersuchungen aufgrund des BilMoG, in: Der Betrieb 2011, Heft 15, S.832.

対象物のために費やされたときにのみ、借方計上が可能である<sup>66)</sup>。ともあれ、2009年12月31日以降に、開発のために発生した開発関連コストに限って、これを借方計上できる。新HGB第248条2項2文によれば、それは商標、著作権、出版権、顧客リストおよび（その利用可能性にかかわらず）類似の無形固定資産には適用されない。これらの自己創設資産には借方計上禁止が適用される。本源的営業権およびのれんと企業の設立費、自己資本の調達費、保険契約の締結費も、依然、借方計上禁止のままである（新HGB第248条1項）<sup>67)</sup>。研究費は、新HGB第255条2項4文でも、従来の旧HGBでも、製作原価に当たらないので借方計上はできない。研究費は、物財または工法の生産および販売に備えて、研究成果その他の知見を開発に応用するためのものなので、開発費（第255条2a条2および3文）とは区別される。たしかに研究では、科学的、技術的に新しい知見や基盤が探求されるが、そこから必ずしも具体的な利用可能性が引き出され、切り拓かれるとは限らない。研究と開発が明確に区分できないかぎり、借方計上は許されない。研究費の借方計上を限定し禁止したことで、「自己創設無形資産の資産性を十分に確保しようとしたにちがいない」<sup>68)</sup>。ドイツの立法者は、会計目的たる“資本維持”を意識し、新HGB第268条8項によって、資本会社のために貸借対照表項目の特別の扱いを定めた。借方計上された無形資産の製作原価から、将来、相応の成果を推し計るのは容易ではなく、したがって設定された借方項目の価値保有性もおよそ疑わしいことから、資本会社の場合、借方計上された自己創設無形固定資産の製作原価には、（新HGB第268条8項によって）配当禁止が課せられている。すなわち、規定によると、資本会社の年度剰余分は、配当後に残余する任意に処分可能な積立金に、損失繰越額を加え、利益繰越額を減じた額が、少なくとも自己創設無形固定資産の製作原価の借方計上から生じる収益額に等しいときにのみ配当することができる。その上、新HGB第285条22号および28号により、これに関連する借方項目を附属説明書に広く記載しなければならない。

継続評価では、自己創設無形固定資産の貸借対照表価値は、一定の耐用期間を定めた上で、計画的に（また場合によって計画外で）償却しなければならない。それは、とくに製作原価が、利用もしくは陳腐化によって損耗する財産対象物ではないので、（すべての固定資産の場合と同様）少なからぬ裁量の余地が与えられている。しかし、普通、新しく改善された技術や工法が、これまで開発されたものにとって代わる以上、客観的な減額記入は、固定資産たる無形資産の価値が時の経過とともに明らかに減少していくことの証明である。

### 3.2 IFRSによる会計処理

国際的会計規程・IFRSでは、無形資産価値の会計処理は、IAS第38号において無形資産価値と

<sup>66)</sup> PETERSEN, K. / ZWIRNER, C., BilMoG—Das neue Bilanzrecht, München 2009, S.38.

<sup>67)</sup> PETERSEN, K. / ZWIRNER, C. / KÜNKELE, K. P., Bilanzanalyse und Bilanzpolitik nach BilMoG, Einzelabschluss, Konzernabschluss und Steuerbilanz, 2. voll. über. und erw. Aufl., Herne 2009, S.31.

<sup>68)</sup> PETERSEN, K. / ZWIRNER, C., a.a.O., S.39.

して規定されている。無形資産価値は、IAS第38号8項以下の計上基準を充たしたとき借方計上しなければならず、しかもそれが取得されたものか、自己創設されたものかとは無関係である。この計上基準は、それが企業にとって有用であり、財産価値の識別可能性ある将来の経済的便益が蓋然的であることを前提としている（分離可能性および契約または法的権利基準）。その上、調達原価および製作原価が信頼性をもって評価可能でなければならない（IAS第38号21項）。IFRSは、無形固定資産価値の用益の生成域を、前段の研究段階と、後段の開発段階との二つの準備段階に分けている。何を研究または開発活動と解すべきかの例示は、IAS第38号56項や同59項で示されている。そこでは、研究活動とは、新たな知識の獲得または原材料・装置・製品・工法・システムあるいはサービスに関する代替的手法の探求に役立つものとしている。開発活動としては、例えば、プロトタイプデザイン・製作・テストがありうる。したがって開発は、実用化直前まで進んだ段階にあることと特徴づけられ、他方、研究は、着想的な性格をもち、時間的に開発以前のあるものである。開発費は、原則的に、IAS第38号57項に挙げる6つの、累積的に充足すべき要件を満たしたとき借方計上されなければならないが、研究費は借方計上禁止である。IAS第38号57項は、借方計上が可能、また借方計上すべきとされる開発費について、次の6つの要件を挙げている。すなわち、(1)無形資産価値の技術的実行可能性、および(2)無形資産価値を完成させる意思、(3)無形資産価値を使用または販売できる能力、(4)将来の経済的便益を生成させることができること、および(5)開発を完了させるために、企業が適切な技術的、財政的その他の資源を自由に利用できることが証明でき<sup>69</sup>、最後に、(6)算入可能な開発原価が信頼性をもって測定できなければならない。開発費はまず、IAS第38号21項以下および同57号のよる計上基準を充たした時点で借方計上されなければならない。IAS第38号66項によれば、製作原価には、財産価値の生成、生産、および経営者が意図する方法で操業可能とするための準備に要する、直接算入可能なすべての原価が含まれる（IAS第38号66項）。しかし、自己創設の営業権も、商標、トレードマーク、著作権および出版権、顧客リスト・得意先、およびこれらと実質的に類似の価値も、無形固定資産価値として借方計上できない（IAS第38号48項および同63号）。さらに、開業・準備費、研修・再教育のための支出および販売促進費、企業の一部または全部の移転および再編のためのコストは、借方計上禁止とされている。

自己創設の無形固定資産価値の継続評価は、原価モデル（*cost model*・IAS第38号74項）<sup>\*①</sup>によるか、あるいは活発な市場が存在する場合は、IAS第38号75項以下によって再評価の方法<sup>\*②</sup>によっても行うことができる。IAS第38号89項によれば、企業は、無形資産価値の耐用期間を限定するか否かを決めなければならない。耐用期間が限定できる場合は、将来の経済的便益が見込まれ

<sup>69</sup> ZWIRNER, C. / BOECKER, C., / FROSCHHAMMER, M., Ermittlung der Herstellungskosten unter Berücksichtigung von Entwicklungskosten, in: Kapitalmarktorientierte Rechnungslegung Heft 2/2012, S.93 f.

る費消過程に応じた償却方法で計画的に償却しなければならない。耐用期間を確定できない資産価値の場合、計画的に償却することはできず、回収可能額を帳簿価額と比較して、每期、その価値保有性をテストしなければならない。

※〔訳者注〕：

- ① 原価モデルでは、当初認識後、無形資産は、調達原価から償却累計額および減損累計額を控除して計上する（IAS第8号74項）。
- ② 再評価モデルでは、当初認識後、無形資産は、再評価日での公正価値から償却累計額および減損総額を控除した再評価額で計上する。この場合、再評価額は、活発な市場により決定される公正価値を基準とする（IAS第38号75項）。活発な市場が存在しないときは、原価モデルで測定される（IAS第38号81項）。

### 3.3 新HGBとIFRSの共通性と違い

BilMoGでは、旧HGBの借方計上禁止とは反対に、自己創設無形固定資産に借方計上選択権を導入した。前述のように、IFRSでは、自己創設無形資産価値の借方計上は確定的である。つまり、開発費は、国際会計では明示上選択権ではなく、上述の要件を累積的に充足したとき、借方計上義務である。しかしながら、この義務は、貸借対照表作成企業の幅広い形成可能性と著しい裁量の余地のため、事実上の選択権であることも明らかである。新ドイツ会計法は、借方計上選択権に関してはIFRS規準と似ている。研究費は、商標や顧客リストなどのような無形資産価値と同様、借方計上できない。HGBもIFRSも、研究費と開発費をどう区分すべきかでは、一応具体的な基準値をもっており、結果的に、同じ程度の裁量の余地が与えられている。しかし、ドイツ会計法では、耐用期間は強制的に定められ、無形資産はそれに従って減額記入しなければならない。それに対して、IFRSは、その可能性と並んで無形資産価値を無限に利用可能なものともみなし、計画的償却のかわりに毎年、減損テストを行うオプションを与えている。

自己創設無形固定資産の財産価値性に関する、計上能力のためのドイツの前提は、評価可能性と並んで利用可能性を求めている点で、IFRSにまさっている。他方、IFRSは、企業内での利用によるだけでも表明可能な経済的便益を前提にしている<sup>60</sup>。

興味深いのは、ドイツ会計法では、確かに自己創設無形固定資産の有意性が認められ、計上選択権を用いて情報レベルを高めることができるが、資本会社に対しては、新HGB第268条8項で配当禁止としていることである。IFRS決算書は、支払額算定機能（配分機能）をもたないので、配当禁止は必要とも有意義ともしていない。とはいえ、いくつかのDAXコンツェルンは、一定のIFRS収益指標（例えば、連結利益、純利益、一株当たり配当利益または営業利益）に関連づけて、確定的な配当率を基に配当政策を決めている。

<sup>60</sup> PETERSEN, K. / ZWIRNER, C. / KÜNKELE, K. P., a.a.O., S.30.

#### 4. 年金引当金 (Pensionsrückstellungen)

##### 4.1 ドイツ会計法による会計処理

第三者に対する経済的負担と数量化可能な債務の額が不確かであっても、債務にとってそれが有効であれば、おそらく不確定債務引当金を設定すべきであろう。新HGB第253条1項2文によれば、引当金は理性的な商人の判断による、必要な履行額の高さで計上しなければならない。旧HGBとは反対に、計上される償還額には、引当金の見積りの際、将来の物価や利子および原価の上昇を考慮に入れなければならない。すなわち、新HGBでは未来指向的な見積りがなされるということである。新HGB第253条2項によれば、残存期間1年以上の引当金は、その残存期間にわたって過去の営業年度7年間の市場平均利子率で割引計算しなければならない。しかし、直接の老齢年金債務<sup>61)</sup>または類似の長期債務に対する引当金は、残余期間を15年と想定した場合の市場平均利子率で一律に割引計算することができる。とはいえ、この簡便法は、それが実質的な財産、財務および収益状態を歪めない限りでのみ適用が可能である。割引計算に適用される利子率は、ドイツ連邦銀行によって算定され、毎月公表されるものである。財産、財務および収益状態が誤った写像とならない限りで、外貨建て債務も、連邦銀行によってユーロ圏むけに算定された利子率で割引かれる。割引計算からもたらされる成果作用額は、新HGBでは財務利益として表示される<sup>62)</sup>。

老齢年金債務は、特定の有価証券の価格変動にのみ連動する場合（基金－有価証券限定の年金確約）、新HGB第253条1項3および4文による特別の会計規定が適用される。この場合、老齢年金債務引当金は、付すべき時価が最低補償額を上回る範囲で、有価証券を付すべき時価の額で計上しなければならない。

BilMoGの制定過程で、当該の年金債務の償還に充てる、いわゆる“制度資産”と老齢年金債務との相殺が新たに規定された。新HGB第246条2項の規定によって、他のあらゆる場合に要求される、資産と負債は相殺せず表示すべきとする、総額主義が破棄されたことになる<sup>63)</sup>。ここにいる相殺義務は、従業員年金請求権を確保するため、他のすべての債権者の求償権を停止した財産対象物（制度資産）が、つねに利用可能かつ無担保であり、もっぱら老齢年金義務にかかる債務もしくは類似の長期的債務の履行に用いられ、支払不能の保証に充てられることから、これらの負債と相殺されることを顧慮しなければならない。割引および相殺された資産からの費用と収益は、しかるべく処理されなければならない。それらは、財務収益内で相殺されなければならない。

<sup>61)</sup> HGBでは間接的年金確約と直接的年金確約とに分けている。ここで述べているのは、直接的年金確約にしばり、したがって企業が年金制度に加入したとき従業員と取決めた給付を保証することを義務づけられた確約である。このため引当金を設定しなければならない。

<sup>62)</sup> 新HGB第277条5項

<sup>63)</sup> PETERSEN, K. / ZWIRNER, C., a.a.O., S.35.

新HGB第285条25号に従って、貸借対照表での相殺額も損益計算書での相殺額も、附属説明書に記載されなければならない<sup>64)</sup>。

#### 4.2 IFRSによる会計処理

雇用関係終了後を含む従業員給付の会計処理は、IAS19号で定められている。

老齢年金請求権の会計処理では、退職後給付はまず、拠出建制度 (defined contribution plans) と給付建制度 (defined benefit plans) とに分けられる。

**拠出建制度**では、使用者が一定の掛金を、年金給付の支払いを引受ける外部の年金基金に支払う。企業の側の義務は掛金支払額に限定され、従業員が保険数理上および投資リスクを負うことになるので、支払われた掛金のみが成果作用的に認識される<sup>65)</sup>。給付額が、実際に基金への拠出額を上回った場合にのみ、債務を貸記しなければならない。

**給付建制度**では、将来とも、企業は現在およびかつての従業員と合意した給付を提供する義務を負っている。その場合、企業が保険数理上および投資リスクを負うことになる。企業は、支払額の全体または一部が外部の年金基金を超えて履行される場合でも、受給者に対する支払額を保証しなければならない。IAS19号第67項によれば、年金確約にかかる債務は、予測単位積増方式 (projected unit credit method) で評価されなければならない。この予測・積増方式では、年金債務の保険数理上の見積額は、評価日までに、従業員が過去に稼得した年金請求権の現在価値として算出される<sup>66)</sup>。この方式では、年金債務は、期間ごとにそれぞれの従業員が新しく獲得した受給権分だけ、每期増えていくことになる。年金引当金の見積では、人口統計上の仮定 (死亡率、退職率等々) や割引率、昇給率 (昇任による昇給を含む) も、通貨時価 (また場合によって、制度資産の収益) も同様に算入される。通貨時価の顧慮では、年金債務を割引く必要がある (IAS第19号52項)。適用される計算利率は、評価日現在の、最優良の確定利付きの、できるだけ同一期間・同一通貨の社債の市場利回りを考慮しなければならない。貸借対照表上の記載額は、まず第一に給付建債務の現在価値から付すべき時価で見積もられた制度資産を差引き、場合によっては年金支払義務を負っている外部年金基金を差引いて算出される。包括利益計算書では、当期の給付期間費用と利子費用とは区別される。当期勤務費用には、報告期間中の従業員の勤務により生じる給付建債務の現在価値増加分が含まれる。給付履行年には、現在価値が債務の名目額と一致するので、每期、給付履行の時点が一期近づくごとに、利子費用への作用が考慮される<sup>67)</sup>。毎期の利子作用分は、総原価方式を適用した場合は人件費か財務収益に、また売上原価方式適用の

<sup>64)</sup> 隠蔽の扱いと老齢年金債務の確定のために商法上許されている算定方法に関しては、BAETGE, J. / KIRSCH, H.-J. / THIELE, S., Bilanzen, 2012, S.440~445. 参照

<sup>65)</sup> BAETGE, J. / KIRSCH, H.-J. / THIELE, S., a.a.O., S.465.

<sup>66)</sup> Ebenda, S.466.

<sup>67)</sup> 給付制度の評価の枠内での保険数理上の損益の記帳に関しては、関連文献ではIAS19号を指示している。

場合は作用領域ごとの費用か財務収益に表示されうる<sup>68</sup>。

#### 4.3 新HGBとIFRSの共通性と違い

HGB第253条1項2文に挿入された履行額概念によって、年金引当金の見積りでは、賃金・給与および年金動向のような、将来の物価・原価の上昇を顧慮しなければならないことが明らかである<sup>69</sup>。会計法改革前、これらの影響の必要性をめぐって、文献での議論は対立していた。明らかなのは、見積計算において賃金・給与および年金動向を同じように考慮しなければならない点で、商法規定はIAS第19号87-90項のそれと一致していることである。その上、ドイツ会計における年金請求権の会計処理は、割引に関しては部分的にIFRSに合わせている。というのは、いまや新HGBでも、年金引当金は、連邦銀行から公表される、期間ごとの適用利率で割引かれることがはっきりしているからである。ただし、HGBでの具体的な算定法は<sup>70</sup>、7年間の市場平均利率の利用や、簡便規定で一律に15年の残存期間をおくこと、外貨での年金引当金に同じ利率を適用できる点で、IFRSとは異なっている。

同じく、制度資産の年金引当金との相殺については、HGBはIFRSに近い。BilMoG以前、年金請求権の償還に充てられる資産は、貸借対照表借方に調達原価で計上されていたが、制度資産はいまや、付すべき時価で評価され、年金債務と相殺されなければならない。

ドイツにおける商法年金引当金会計の、(償還額の計上、利息計算、制度資産の相殺に関する)IFRSへの接近は、新HGBに所得税法との食違いを持ち込むことになる。

## IV. むすびと展望

本稿では、BilMoGのIFRSへの適度な接近による典型的な事例について述べてきた。BilMoGは、全体としてIFRSのそれよりも簡素で効率的な会計システムを目指し、しかも、同時に非資本市場指向企業に対しては、IFRSのmark to model評価では歪んだ結果をもたらしかねない、かの操作衝動的なIFRS規定に囚われず、国際場裏において活動する競争企業と会計的にも比較できる、すぐれた代替的選択肢を提供した<sup>71</sup>。ここではまず、ドイツ会計法の改革を歴史的に概観すること

<sup>68</sup> これは、旧IAS19号版にも、また2013年1月1日から始まる営業年度に義務的に適用されるIAS19号改訂版にも妥当する。

<sup>69</sup> PIERK, J., / WEIL, M., Konvergenz von IFRS und HGB am Beispiel der Pensionsrückstellungen kapitalmarktorientierter Unternehmen, in: Kapitalmarktorientierte Rechnungslegung, Heft 11/2012, S.516. m.w.N.

<sup>70</sup> IFRSでは予測単位積増方式のみが許されているのに対して、HGBでは成文化された適用方法はないが、一般に認められた保険数理原則に従わなければならない (IDW RS HFA 30, Rdn.60)。文献では、上述のIFRS方法と並んで、いわゆる税法上の部分価値方式も広く認められている。

<sup>71</sup> BilMoG決算書の、中小規模企業のためのIFRS決算書との収斂の可能性と限界に関して、詳しくはBREMBT, T., “Möglichkeiten” を参照。それは、高度の収斂は可能だが、双方の会計システムの要求を充たす二元的決算書は不可能という結論である。だが、中小規模企業版IFRS決算書との差異を附属説明書に記載すれば、HGB決算書は中小規模企業版IFRS決算書にかなり適合しうる。

で、HGBがこの数年、さまざまな修正を重ねてきたことを明らかにした。こうしたヨーロッパの調和化の努力は、たとえばEC第4号および第7号指令の転換などをおもな動因としてきたものである。HGBはBilMoGをもって、最新の、またこの25年でもっとも重要な改革を経験した。ここで取り上げた会計事象によって、個別規定が、きわめて複雑でかつ操作衝動的な規準を受け入れることなく、どこまで国際的会計基準・IFRSに同化したのかを明らかにした。かくて、IFRSシステムの代替的選択肢としてのBilMoG独自の簡素な会計システムが現実化した。自己創設無形固定資産・価値や派生営業価値またはのれん、年金引当金の会計処理規準が、BilMoGとIFRSとの共通性と違いを具体的に説明する事例として取り上げられている。BilMoGによって、IFRSでよく知られたものとは別の形で自己創設無形固定資産の借方計上可能性が、また継続評価ではまったく異なるが、IFRSにおけると同様の派生営業権またはのれんの借方計上義務が導入された。さらに、新HGBでは、IFRSと同じように表示される、市場により近い年金引当金の割引やそれと関連する制度資産の評価が規定された。ドイツ商法と国際的会計基準との間には、部分的に意図した一致とともに、いくつかの意図した違いもある。というのは、HGBとIFRSはそれぞれ、部分的には明らかに異なる目的体系に拠っており、また新HGBは非資本市場指向企業にとっての、簡素で効率的な代替的選択肢に他ならないからである。HGBとIFRSとの違いを、開発費の借方計上の事例で具体的に説明できたのはよかった。(企業の将来投資としての)開発費の重要性が高いことから、貸借対照表作成者の意思しだいで、借方計上選択権による商法年度決算書の情報レベルの引き上げが可能となる。これらの会計事象での客観化可能性は、とりわけ形成可能性と裁量の余地によって限定されるので、立法者は、とくに資本維持の会計目的と債権者保護を果たすため、潜在的に信頼性に欠けている借方計上選択権を、資本会社の配当禁止の導入と結びつけた。批判者たちは、そもそも会計システムの目的設定(諸目的)が異なるIFRSへの、ドイツ会計規定の部分的適合が、たとえば秘密積立金の設定を制約する可能性や義務が債権者保護を弱めるなど、商法上の正規の簿記の諸原則の意義を変化させるに違いないと見ている<sup>72)</sup>。

立法者のねらいは、会計法現代化法によって、ドイツ会計法をIFRSとの関係において等価で、しかも効率的かつ簡素な規準メカニズムを創りだすべく改革することにあったが、それはIFRSへの“適度な接近”が証明している。ここでもっばら要約的に扱った会計事象でみても、立法者は、ドイツ商法の目的体系に背くことなしに、これに成功している<sup>73)</sup>。

この10年、企業経営は景気変動上の危機と並んで、事業活動のいっそうの国際化に影響を受けてきた。それと同時に、企業の国際競争力だけでなく、企業が活動する各国に特有の基本システ

<sup>72)</sup> KÜTING, K. / LAUER, P., Die Jahresabschlusszwecke nach HGB und IFRS—Polarität oder Konvergenz?, Zugleich eine Würdigung von Wolfgang Stützel, in: Der Betrieb 2011, Heft 36, S.1987.

<sup>73)</sup> BAETGE, J. / KIRSCH, H.-J. / SOLMECKE, H., Auswirkungen des BilMoG auf die Zwecke des handelsrechtlichen Jahresabschlusses, in: Die Wirtschaftsprüfung 2009, S.1218~1222.

ムもまた強化された。それは税法・会計法体系にも言える。IFRSを中小企業にも徹底させようとしたIASBの努力にもかかわらず（中小企業版IFRS）、ドイツ商法年度決算書はまだ存続していくであろう。それでも、今後さらに、商法はもとより、IFRSの改革にも期待し望まれることは、両会計システムの受け手の情報要求が十分に満たされないながら、商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性を維持し、債権者保護を保証するには、双方の会計システムをより接近させることである<sup>74</sup>。いまや経済的、生態系のおよび社会的持続性をテーマとした報告書の重要性が増していることや、これまでサイロ状でばらばらに扱われていた情報内容（例えば、予測情報や戦略レポート）を、“統合報告”（Integrated Reportings）\*の形で結びつけるといった、会計および報告制度における新しいトレンドは、これらの会計システムに望ましい変化を促すきっかけになるであろう。

※〔訳者注〕：

国際統合報告協議会（IIRC・2010年設立）が2013年4月16日に提案した「国際統合報告フレームワークコンサルテーション草案」では、「統合報告」を、外部環境の変化を背景に、組織の戦略と資源配分、ガバナンス、実績とその見通し、機会とリスク、ビジネスモデルなど、財務・非財務の重要な情報を相互に統合して、それが事業の将来の価値創造にどのようにつながるかについてのコミュニケーションとしている。

---

<sup>74</sup> ドイツ会計検察院（ドイツ会計検査機関）の前会長・マイヤー氏は、ドイツIFRS連結決算書で確認された年度決算書の瑕疵の多くが、IFRSのはなはだしい複雑さからきており、したがってIFRSの複雑さの緩和が必要であることを繰り返し指摘している。